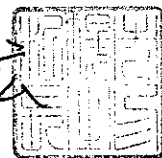


札幌市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月 29 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 2 号

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、第23号を第22号とする。
- (2) 第8条第1項中「、リサイクル基金及びオリパラ基金」を「及びリサイクル基金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年3月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日における札幌市基金条例第2条第1項第20号に規定するオリパラ基金の残額については、同条例第8条第1項の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、同条例第2条第1項第13号に規定するまちづくり基金及び同項第15号に規定するスポーツ基金に編入する。